

横浜市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金  
(ひとり親世帯分)に係る児童扶養手当受給資格申立書

横浜市長

令和 年 月 日

申立人

住 所 \_\_\_\_\_ 区 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は、【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、次のとおり児童扶養手当の受給資格を有していることを申し立てます。

<input checked="" type="checkbox"/>	支給要件(※ 給付金申請書の裏面【児童扶養手当の支給要件】)	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童	→ ①へ
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童	→ ①へ
<input type="checkbox"/>	父または母が死亡した児童	→ ②へ
<input type="checkbox"/>	父または母が障害の状態にある児童	→ ③へ
<input type="checkbox"/>	父または母の生死が明らかでない児童	→ ④へ
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上遺棄している児童	→ ④へ
<input type="checkbox"/>	父または母が配偶者暴力防止法による保護命令を受けた児童	→ ⑤へ
<input type="checkbox"/>	父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童	→ ⑥へ
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童(未婚のひとり親)	→ ⑦へ

上記で選んだ事由について、以下の該当する項目を記載してください。

① 婚姻(法律婚)解消・婚姻(事実婚)解消			
相手の氏名・生年月日・住所	氏名		生年月日 昭和・平成 年 月 日
	住所		
法律婚・事実婚解消日	平成・令和 年 月 日	事実婚の期間(事実婚の場合のみ)	年 月 ~ 年 月
※ 婚姻(法律婚)解消の場合は解消した日がわかる戸籍謄本または抄本を添付すること。			

② 死別			
相手の氏名・生年月日・生前の住所	氏名		生年月日 昭和・平成 年 月 日
	住所		
配偶者等の死亡日	平成・令和	年	月 日
※ 配偶者と死別した事実がわかる戸籍謄本または抄本を添付すること。			

③ 障害			
相手の氏名・生年月日・住所 ・児童との続柄	氏名	続柄	生年月日 昭和・平成 年 月 日
	住所		
傷病発生前年月日	昭和・平成・令和	年	月 日
障害の原因となった傷病名			
診断を受けた医療機関の名称		診断日	年 月 日
※ 障害の状態がわかる書類を添付すること。(診断書・年金証書等)			

【裏面あり】

④ 生死不明・遺棄						
相手の氏名・生年月日・続柄	氏名		続柄		生年月日	昭和・平成 年 月 日
【当時の経緯及び直近1年の状況について（できるだけ詳しくご記載ください。）】						

⑤ 保護命令				
現に居住している住所				
住民登録上の住所				
世帯構成	氏名	生年月日	続柄	現住所での居住開始
		昭和・平成 年 月 日	本人	平成・令和 年 月 日から
		年 月 日		平成・令和 年 月 日から
		年 月 日		平成・令和 年 月 日から
		年 月 日		平成・令和 年 月 日から
※ 保護命令を受けていることを証する書類を添付すること。（保護命令決定書の写し、確定証明書など）				

⑥ 拘禁						
相手の氏名・生年月日・児童との続柄	氏名		続柄		生年月日	昭和・平成 年 月 日
逮捕された警察署					逮捕日	年 月 日
勾留されていた刑事施設					勾留開始日	年 月 日
現在勾留されている刑事施設					勾留開始日	年 月 日
※ 配偶者等の拘禁を証明する書類を添付すること。（拘禁証明書・在所証明書など）						

⑦ 未婚						
相手の氏名・生年月日・住所 ・児童との続柄	氏名		続柄		生年月日	昭和・平成 年 月 日
	住所					
相手からの生計補助・交流の状況	生計補助	あり・なし	交流の状況	あり・なし		
※ 未婚であることがわかる戸籍謄本または抄本を添付すること。						

**【誓約・同意事項】**

- ・ 給付金の支給要件の該当性や本申立書の内容等を審査等するため、必要に応じて関係書類の提出を行うこと、及び、横浜市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ・ 給付金の支給後、本申立書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ・ この申立を含む給付金の申請は、給付金の支給に対してのみ行うもので、他の手当等の支給決定に影響を及ぼすものではありません。児童扶養手当の支給に係る申請又は各届出に係る書類は改めて提出し、審査を受けることに同意します。

※横浜市使用欄（ここから下には記入しないでください）

連絡事項					
不足書類	□その他（	区：	担当：		